

令和6年度（下半期）横須賀市福祉事業所等に対する物価高騰対策緊急支援事業費
補助金交付要綱

（総則）

第1条 令和6年度（下半期）横須賀市福祉事業所等に対する物価高騰対策緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、別表第1に掲げる施設又は同表に掲げる事業を行う事業所等（以下「事業所等」という。）を運営する法人その他の団体とする。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表第2又は別表第3に基づき区分ごとに算定した基準額の合計額とする。

2 前項の補助金の額の算定において、補助対象者が複数の事業所等を運営しているときは、当該事業所等のうち、その所在地が横須賀市内であるもののみを算定の対象とする。

（申請書の添付書類）

第4条 規則第4条第3号に規定するその他の参考となる書類は、次に掲げるものとし、同条第1号及び第2号に規定する書類は省略するものとする。

（1） 補助対象者が運営する事業所等（事業所等の所在地が横須賀市内であるものに限る。）の一覧表

（2） 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

（申請期間）

第5条 申請書の提出期間は、令和7年3月1日から同31日までとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

（書類等の保管）

第6条 補助対象者は、規則第8条に規定する書類及び帳簿等を当該補助事業の完了した市の会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他の事項)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、民生局福祉こども部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

- （1）介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項の規定に基づく訪問介護（同法第115条の45第1項のイに基づく第1号訪問事業含む）
- （2）同法第8条第3項の規定に基づく訪問入浴介護
- （3）同法第8条第4項の規定に基づく訪問看護
- （4）同法第8条第5項の規定に基づく訪問リハビリテーション
- （5）同法第8条第7項の規定に基づく通所介護（同法第115条の45第1項のロに基づく第1号通所事業含む）
- （6）同法第8条第8項の規定に基づく通所リハビリテーション
- （7）同法第8条第9項の規定に基づく短期入所生活介護
- （8）同法第8条第10項の規定に基づく短期入所療養介護
- （9）同法第8条第11項の規定に基づく特定施設入居者生活介護
- （10）同法第8条第12項の規定に基づく福祉用具貸与
- （11）同法第8条第15項の規定に基づく定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- （12）同法第8条第17項の規定に基づく地域密着型通所介護
- （13）同法第8条第18項の規定に基づく認知症対応型通所介護
- （14）同法第8条第19項の規定に基づく小規模多機能型居宅介護
- （15）同法第8条第23項の規定に基づく看護小規模多機能型居宅介護
- （16）同法第8条第24項の規定に基づく居宅介護支援
- （17）同法第8条第20項の規定に基づく認知症対応型共同生活介護
- （18）同法第8条第27項の規定に基づく介護老人福祉施設
- （19）同法第8条第28項の規定に基づく介護老人保健施設
- （20）同法第8条の2第16項の規定に基づく介護予防支援
- （21）老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3の規定に基づく養護老人ホーム
- （22）老人福祉法第5条の3の規定に基づくに規定する軽費老人ホーム
- （23）地域活動支援センター・障害者地域作業所運営費等補助金交付要綱第2条の規定に基づく障害者地域作業所
- （24）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第27項の規定に基づく地域活動支援センター
- （25）同法第5条第2項の規定に基づくに規定する居宅介護
- （26）同法第5条第3項の規定に基づく重度訪問介護
- （27）同法第5条第4項の規定に基づく同行援護
- （28）同法第5条第5項の規定に基づく行動援護
- （29）同法第5条第6項の規定に基づく療養介護
- （30）同法第5条第7項の規定に基づく生活介護
- （31）同法第5条第8項の規定に基づく短期入所
- （32）同法第5条第10項の規定に基づく施設入所支援
- （33）同法第5条第12項の規定に基づく自立訓練

- (34) 同法第5条第13項の規定に基づく就労移行支援
- (35) 同法第5条第14項の規定に基づく就労継続支援
- (36) 同法第5条第15項の規定に基づく就労定着支援
- (37) 同法第5条第16項の規定に基づく自立生活援助
- (38) 同法第5条第17項の規定に基づく共同生活援助
- (39) 同法第5条第18項の規定に基づく計画相談支援
- (40) 同法第5条第20項の規定に基づく地域移行支援
- (41) 同法第5条第21項の規定に基づく地域定着支援
- (42) 同法第77条第1項第8号の規定に基づく移動支援
- (43) 同法第77条第1項第3号の規定に基づく日中一時支援
- (44) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項の規定に基づく児童発達支援
- (45) 同法第6条の2の2第3項の規定に基づく放課後等デイサービス
- (46) 同法第6条の2の2第4項の規定に基づく居宅訪問型児童発達支援
- (47) 同法第6条の2の2第5項の規定に基づく保育所等訪問支援
- (48) 同法第6条の2の2第6項の規定に基づく障害児相談支援
- (49) 同法第42条第1項の規定に基づく福祉型障害児入所支援

別表第2（第3条第1項関係）

区分	サービス系列	事業所・施設種別	基準額（円）
1	介護系訪問サービス	訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、福祉用具貸与、居宅介護支援及び介護予防支援	一事業所につき 50,000 円
2	介護系通所サービス（1）	通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	一事業所につき 130,000 円
3	介護系通所サービス（2）	訪問入浴介護、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護	一事業所につき 80,000 円
4	介護系施設サービス	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム	令和7年1月1日における施設の定員1名につき 22,000 円

備考

- 1 介護サービス及び介護予防サービスの両方の指定を受けている事業所等は、一の事業所等として取り扱う。
- 2 介護予防・日常生活支援総合事業を実施する事業所のうち、通所型サービス事業所は上表の通所介護事業所と同じ取り扱いとするが、介護サービス及び総合事業の両方の指定を受けている場合は、一の事業所等として取り扱う。
- 3 居宅介護支援と介護予防支援の両方の指定を受けている事業所は、1つの事業所として取り扱う。
- 4 高齢者施設等の空床を用いて実施している短期利用については、補助の対象としない。
- 5 介護保険法第71条第1項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされる保険医療機関は、次の各号のいずれかに該当するものに限り補助の対象とする。
 - (1) 令和6年1月から令和6年12月までの間における介護報酬受領額が100万円を超えるもの
 - (2) 令和7年1月サービス提供分を含む直近12か月における介護報酬受領額が100万円を超えるもの
 - (3) 申請日において、開設後の営業月数が12か月に満たない保険医療機関にあっては、令和7年1月以降に受領した介護報酬受領額の合計を営業月数で除し、これに12を乗じて得た額が100万円を超えるもの

6 第3条の規定による補助金の額の算定に用いる事業所等は、次に掲げる要件を満たすものに限る。

(1) 横須賀市内に所在するもの

(2) 令和7年1月1日以前に横須賀市の指定等を受けて、申請日時時点で現に運営しているもの

(3) 事業者の事業計画上、令和7年3月31日までの間、事業の廃止（届出を行わない事実上の廃止を含む。）又は事業の休止（届出を行わない事実上の休止を含む。）をせず、運営を継続する予定であるもの

別表第3（第3条第1項関係）

区分	サービス系列	事業所・施設種別	基準額
1	障害系訪問サービス（1） （居宅介護等）	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、移動支援	一事業所につき 50,000 円
	障害系訪問サービス（2） （相談支援等）	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、自立生活援助	
	障害系訪問サービス（3） （保育所等訪問支援）	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	
2	障害系通所サービス（1）	生活介護、就労移行支援、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労継続支援A型、就労継続支援B型、放課後等デイサービス、児童発達支援、日中一時支援	一事業所につき 80,000 円
3	障害系通所サービス（2）	障害者地域作業所、地域活動支援センター	一事業所等につき 80,000 円
4	障害系施設サービス	施設入所支援、共同生活援助、短期入所、福祉型障害児入所施設	令和7年1月1日における施設の定員1名につき 22,000 円

備考

- 事業所・施設種別の障害福祉サービス等が同一の区分内にある場合でもサービス系列が異なる場合は、それぞれ申請することができる。ただし、同一のサービス系列内で事業所等の所在地が同一の場合は、一の事業所等として取り扱う（区分1に限る）。
- 事業所・施設種別の障害福祉サービス等が同一のサービス系列内にあり、なおかつ事業所等の所在地が同一の場合は、一の事業所等として取り扱う。ただし、指定事業所番号が異なる場合は、その限りではない（区分2に限る）。
- 空床を用いて実施している短期入所については、補助の対象としない。
- 日中一時支援は、区分2又は区分4の事業所種別と同一の所在地で運営している場合、補助の対象としない。
- 第3条の規定による補助金の額の算定に用いる事業所等は、次に掲げる要件を満たすものに限る。
 - 横須賀市内に所在するもの
 - 令和7年1月1日以前に横須賀市の指定等を受けて、申請日時時点で現に運営しているもの

(3) 事業者の事業計画上、令和7年3月31日までの間、事業の廃止（届出を行わない事実上の廃止を含む。）又は事業の休止（届出を行わない事実上の休止を含む。）をせず、運営を継続する予定であるもの